

## 委員からの事前提出意見

通し番号	委員名(敬称略)	御意見関係箇所	御意見
1	酒井 伸一	全体	第2章「水・大気の共通課題について」と第3章「個別重点課題について」が、体系的に整理されていないように見えます。第2章の共通課題が今後の水・大気環境行政の方向性を示す骨格で、そのなかに「良好な環境の創出」や「媒体横断的な課題への対応」があるとすれば、それらと個別重点課題との関係は整理しておくべきではないでしょうか。少なくとも、第2章と第3章を逆にして共通課題を強調して政策の意思を示す、といったように骨子の構造を明確にしておくことが必要と思います。
2	大原 利眞	全体	大気と水・土壌の項目立てのバランスが悪いので、両者を可能な範囲で揃えてはどうか。(添付資料参照)
3	山室 真澄	全体	各所に「P」との文字が入っていますが、これは「まだ書いていません。」という意味でしょうか。
4	山室 真澄	全体	「今後の水・大気環境行政の方向性(骨子案)」は国民に公開して理解を求めるものではなく、「今後の水・大気環境行政の方向性」が完成するまでの間、環境省関係者(委員を含む)内で共有する性格の文書でしょうか。もし国民に公開するのでしたら、専門用語・特殊用語・英語をカタカナにした単語などが非常に多く、わかりにくいです(添付ファイルで黄色でマークした言葉などです)。
5	東海 正	全体	この文章は、「今後の水・大気環境行政の方向性について」と題してまとめられ、また第2章のタイトルは「第2章 水・大気の共通課題について」とあるが、文章内で15行目では「大気環境行政、水・土壌環境行政」、また261.行目では「水・大気環境情報」、290行目では「水・大気・土壌環境政策」など、土壌を含む場合と、そうでない場合がある。 全体として、土壌をどのように扱うのか、また各所でも土壌を含めるかどうか適切に使い分けられているのか、確認してもらいたい。
6	大原 利眞	全体	全体的にストーリーがわかりづらく、メッセージが伝わらない。特に、水・大気環境行政において何が課題で、それを踏まえて、どのように行政を進めていくのか、という大きな方向性が見えてこない。例えば、第1章を踏まえた水・大気環境行政の方向性がないように思える。その一つの要因として文書全体の構成上の問題があるように思えるので構成案(たたき台)を添付した。(→最終ページ参照)
7	大原 利眞	全体	今後の水・大気環境行政を考える場合に、フィールドである地域(社会)とどのように係わって行くのが極めて重要となる。水・大気環境に係る主たる問題は地域で生起しており、問題解決のためには、その地域に熟知した地方公共団体や地域NPO、住民と如何に協働していくかが求められる。さらに、水・大気環境のみならず、気候変動・生物多様性・資源循環のいづれをとっても課題解決のためには地域社会の主体的取組が必要であり、国はその取組をどのように駆動・支援するのが重要なポイントである。一方、地方公共団体の水・大気部署は予算・人力的に厳しい状態になりつつある。このような背景のもとで今後の水・大気環境行政の方向性を考える場合に、地域と協働した取組をいかに推進していくかが重要であり、大きな視点で考えると、現在の水・大気環境行政の scope を拡大し、地球環境課題への地域からのボトムアップ的取組もとりこみながら「地域環境創生行政」へとシフトしていく必要があるのではないかと。そして、「地方事務所や地方環境行政と連携しつつ、持続可能な地域づくりを進める部署」として位置づけ、国と地方組織等で構成されるプラットフォームを構築して、その司令塔の役割を担ってはどうか。
8	古米 弘明	全体	テキストマイニングの結果がすべてではありませんが、全体的に環境基準が出すぎていくかもしれないことから、KWを精査して内容のバランスを検討いただくものよいかもしれません。

9	東海 正	はじめに2段落目、 第3章(2)(イ) 水、土壌、大気等の媒体横断的な課題への対応	「媒体」という言葉が最初に使われているので、「大気、水、土壌などの媒体」といったように、「媒体」が何を指すのか示しておいてはいかがでしょうか？
10	古米 弘明	はじめに3段落目	課題の中に深刻・重大・緊急のものと、長期的対応のものがある、不可逆的なものは早急に緊急的に対応する必要とすべき。
11	古米 弘明	はじめに3段落目	良好な環境の創出へ向けた問題認識として、その深刻度、重大性、緊急性、不可逆性、対応可能性などを踏まえて行うことが重要である。
12	島 正之	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 2ポツ	「大気汚染の状況については、放射性物質を含め、常時監視され、リアルタイムに収集した測定データ等は「大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)」により、国民に分かりやすく情報提供されてきた」とありますが、「そらまめ君」では放射性物資のデータは提供されていません。
13	大久保 規子	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 2ポツ、4ポツ	この段落は、情報提供の話と達成状況の話が混在し、次の段落では、未達成物質の話が記載されている。そのため、この段落の内容は情報提供の話と達成状況の話に分け、情報提供部分は独立させた方がよい。
14	島 正之	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 2ポツ	「二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質については、2021年度の環境基準等の達成率はほぼ100%となった」とあり、二酸化窒素等の大気汚染物質についてはそのとおりですが、「有害大気汚染物質」については環境基準等が設定されているのは一部のみであり、また常時監視されているわけではありませんので、この記載では誤解を生じる可能性があると考えます。
15	田中 宏明	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 3ポツ	④これまで生活排水対策に大きな役割を果たしてきたのは下水道であり、浄化槽の前に下水道を加えるべきである。「浄化槽等」⇒「下水道・浄化槽等」
16	山室 真澄	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 3ポツ	71行に「水質保全湖辺域の植生や水生生物の保全」とあり、具体的にはヨシ植栽や、植栽地を波浪から守る消波堤造成などを行ってきました。その結果、波あたりに弱い外来水生植物(ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリなど)が繁茂するようになり、81行「水草の大量繁茂に伴う水環境の悪化が国内各地で深刻な課題となる」、85行「水草の大量繁茂や在来魚介類の減少」などの弊害を招くようになりました。
17	大久保 規子	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 4ポツ	大気と平仄を合わせる。
18	根岸 寛光	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 4ポツ	「水草の大量繁茂に伴う水環境の悪化」とあるが、水質の悪化(富栄養化)によって大量繁茂がおこるように思う。順序が逆ではないか。
19	根岸 寛光	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 4ポツ、 第3章(4)(ア)公共用水域 2ポツ	「水草の大量繁茂」とあるが、単に「水草」とした場合には在来種も含めたものと考えられる。ここはどちらかという「海外からの侵入種」による環境破壊と捉えるべきではないのか。
20	島 正之	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 5ポツ	「環境基準については、現在までに11物質について設定されている」とありますが、大気環境に関する環境基準であることを明記すべきだと考えます。
21	大久保 規子	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 5ポツ	○環境基準については、現在までに11物質について設定されている。環境基準は、環境基本法において「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。」とされているが、 <u>環境基準については、現在までに11物質についてしか設定されていない。</u>  この部分は水についても同様のはず。水に関する記述が欠けている。

22	森川 多津子	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 5ポツ目、第3章(3)(ア)大気	大いに賛同いたします。WHOのガイドラインや米国の環境基準においても、PM2.5のみならず、NO2に対してもより厳しい評価となっており、知見の集積や、基準の見直し等の議論を行うことは重要と考えています。
23	白石 寛明	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 5ポツ	有害大気汚染物質の項目では、環境環境基準以外に、該当する可能性がある物質(A分類物質)、優先取組物質(B分類物質)についても記載されている。水の環境基準についても、平仄をそろえて、要監視項目及び指針値についても記載してもよいのではないか。
24	森川 多津子	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 5ポツ	有害大気汚染物質のリストですが、化学物質排出把握管理促進法(化管法)ではこれまで対象物質の見直しがなされており、近々では、PRTR対象物質は2023年度把握分から変わりますが、有害大気汚染物質のリストはこれらの知見を踏まえた見直し(確認)の作業はされているのでしょうか。
25	古米 弘明	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 5ポツ	閉鎖性海域への言及が弱い。海域の生態系保全から、貧酸素水塊の問題を把握するために底層溶存酸素量が基準化され、類型指定されていること、さらには有明海・八代海の再生問題もあることから、しっかりと記載すべきである。
26	田中 宏明	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 5ポツ目	⑦生活環境の保全に関する基準の記述が、75～89行までされているが、水生生物基準の設定、底層DOの基準の設定、大腸菌群数から大腸菌への環境基準の変更に取り組んだ経過と現状を記述すべきである。具体的には「〇水生生物の保全の観点からの有害物質に関する環境基準項目として3項目、要監視項目として6項目の指針値の設定にとどまっている。魚介類等の水生生物の生息・再生産や海藻草類等の水生植物の生育に対して直接的な影響を判断できる指標として、底層溶存酸素量に係る環境基準が設定された。これまで糞便汚染の判定が困難であった大腸菌群数から大腸菌数を新たな衛生微生物指標への変更が行われた。底層溶存酸素量や大腸菌の環境基準の達成性は今後判断される段階である。」を追加していただきたい。
27	小林 剛	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 5ポツ	環境リスクについて、受け止めが人によって大きく異なることには同意しますが、まず評価基準となる「環境基準そのものの意味」を正しく理解されていないことが多いように感じられます。環境基準値は超過したらすぐに危険と認識されている場合が少なくありません。「環境基準の意味」の普及啓発をお願いしたいと思っております。
28	小林 剛	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 6ポツ、第3章(4)(イ)土壌・地下水	土壌環境について、「土壌汚染対策法等に基づき土壌汚染の把握や対策を引き続き着実に行う」と記されており、現状維持で課題は無いような記述となっている気がいたします。実際には毎年多くの汚染箇所が見つかっており、また中小企業など未調査で汚染箇所が多数残っていることが推定されます。このまま継続ではなく、残された課題(下に詳細を記載)もあり「更に調査・対策を加速することを検討する」など、更なる改善を目指すような方向性の記述としたいところです。
29	大塚 直	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題 7ポツ	大気汚染・水質汚濁・土壌汚染との関係での残された課題をどこかにまとめるにはいかがでしょうか。課題としては、例えば、次のようにまとめることも考えられます。1) 新たな公害。PFASはその代表である。気候変動対策としておこなわれるもののうち、再エネに伴う騒音や水素アンモニア、CCSのアミンもこの例である。PM2.5のように基準変更が検討されるものもここに含まれます。2) ストック公害は残されているものが多い。土壌汚染、湖沼や閉鎖性水域の水質汚濁、不法投棄の残渣などである。3) フローの汚染についても有害大気汚染物質にみられるように、従来、規制が行われてこなかったものについて、優先順位を付して目標を設定して対応するとか、水質に関して新たな指標や基準を設けるなど、従来のやや遠慮がちの対応からの脱却を一比例原則の下で一検討する必要がある。
30	田中 宏明	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題	③「(1)環境基準等の達成、見直し等」がこの項のタイトルになっているので、まず75行目以降の環境基準等の達成見直し等を対策面に関する69～74行目の前に記述すべきである。

31	島 正之	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題	大気、水質、土壌についてダイオキシン類に係る環境基準についても記載すべきではないでしょうか。
32	大久保 規子	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題	今回、水、大気だけではなく、騒音も入るのだとすると、航空機、新幹線等、環境基準を充たしていない重要項目は他にもある。これはどうなるのか。
33	高岡 昌輝	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題等	水・大気・土壌に関して、3つを一緒に扱う表現の場合、例えば、Line 96などで、順番が様々である。各文意において強調したい媒体があり、意図的に順番を変更しているのであれば、問題ないが、そうではない場合、順番を統一された方が可読性が高い。
34	東海 正	第1章(1)水、土壌、大気環境の現状と課題等	ここで最初に、「大気、水、土壌等」と媒体について表現されています。その後では、「等」がない表現もあります。また、三つの媒体を並べる順が異なる表記や、中点「・」で並べた表記があります。 「等」を入れる必要性和媒体の並べ方など、統一する、あるいは表記の違いに意味があるならば、考え方を整理しておいた方が良いでしょう。
35	紀ノ岡 幸次	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 1ポツ	2050CN実現に向けた現在の取組みは、電動車の取組みに限りません。大気・騒音振動部会単体で取り纏めた文書においても「燃料源転換や施設の改修、再生可能エネルギーや次世代エネルギーの導入といった脱炭素化に向けた各種取組が進められ、燃料消費量の低下により、副次的に大気汚染物質の排出量も減少することが想定される」としており、両方の効果を期待して取組みを進めているところです。現状認識において、その取組みを記載していただきたい。  【修正案】 2050CN実現に向けては、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、新車販売における電動車の普及割合の目標を、乗用車で2035年までに100%、商用車で2030年度までに20~30%、2040年度までに100%と設定している。大気環境改善とのコベネフィット効果を図る観点から、電動車の割合を増やす取組が進められている。また、燃料源転換や施設の改修、再生可能エネルギーや次世代エネルギーの導入といった脱炭素化に向けた各種取組も進められ、燃料消費量の低下により、副次的に大気汚染物質の排出量も減少することが想定される。
36	崎田 裕子	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 1ポツ	※前回会議で発言しなかった項目等に関して、記載させていただきます。 <1番目の○項目> グリーン成長戦略で重点項目として列記されている14項目の内、4項目が例示されている。水・大気環境行政の今後10年間の程度 of 取組方針としてまとめている本書面においては、「航空機の電動化技術の確立」「カーボンリサイクル技術開発」なども関係の深い分野として記載することを望む。
37	中島 一宗	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 1ポツ	「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に言及されているが、閣議決定されている「GX実現に向けた基本方針」の方が新しく、また、閣議決定文書でもあるため、これに言及すべき。その際、GXが、気候変動対策と産業競争力の強化、経済成長との両立を目指すものである旨に言及すべき。
38	根岸 寛光	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 2ポツ	「生物多様性損失を止め」までは何とか現状を維持していくという点で頷けるが、「反転させる」という表現は生物学的に考えていかなものか。新たな種を創造するという意味に捉えられないか。既に規定の文書(表現)があるならば仕方がないが。

39	田中 宏明	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 2ポツ	①水環境部会の視点からは「廃棄物の発生」⇒「廃棄物の発生や排水の排出」とすべき
40	大原 利真	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 2ポツ	「目指す世界の潮流が見られている。」は他人事のような表現になっており、「目指す潮流が世界で見られ、わが国でも～」といった書きぶりにならないか。
41	田中 宏明	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 2ポツ、 第3章(4)(オ)薬剤耐性(AMR)	②世界的背景として、WHOやUNEP等が指摘しているワンヘルス・アプローチ(人、動物及び生態系の健康の持続的なバランス)があり、水、土壌などの環境での薬剤耐性の知見と対策の指摘が札幌で開かれたG7環境担当大臣会合でも述べられている点を記述すべきである。具体的には「や新型コロナパンデミックを踏まえ、薬剤耐性など病原微生物や薬剤に関する人、動物及び環境の健康を一体的にとらえるワンヘルス・アプローチを取組」を「を目指す世界の潮流が見られる。」の前に挿入すべきである。
42	中島 一宗	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 3ポツ	「こうした流れの中で」のバラでは、これに代え「環境負荷の低減と産業競争力の強化、経済成長の両立を目指す政策が打ち出される中で、これも踏まえ、あるいは相乗効果を勘案しながら、水・大気環境行政の新たな役割を認識すべきである」とすべき。
43	大久保 規子	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 3ポツ	「30by30目標」は等に丸めるのではなく、明記した方が良い
44	大原 利真	第1章(2)水・大気環境行政と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性 3ポツ	「新たな役割を認識する必要がある。」->「新たな役割を認識し、今後の方向性を示す必要がある。」
45	高岡 昌輝	第2章(1)気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応 1ポツ	気候変動対策と個別大気汚染物質の対策とのコベネフィットを追求することは、後半の個別の重点課題で示されているが、前半の部分にもあった方がよいのではないか?一方で気候変動対策が特定の大気汚染物質へ影響を及ぼす場合も考えられる。つまりトレードオフの関係になりうる施策があると思われる。この事象の抽出とその場合の影響の最小化及びバランスについて検討していく必要がある。
46	紀ノ岡 幸次	第2章(6)個別の重点課題への対応	「・・・見直し等に向けて、(中略)、尽力すべきである」と記載されていますが、これまでの大気・騒音振動部会での整理では、「環境基準の再評価に向けた検討を進める」こととしています。まずは科学的知見の収集方法や設定・再評価手法の開発を行った上で、見直し必要性を検討することと齟齬がないよう記載していただきたい。  【修正案】 大気・水、土壌等に関する環境基準の達成、 <u>見直しの必要性の検討</u> 等に向けて、第3章に掲げる個別重点課題等を含めて、尽力すべきである。

47	森川 多津子	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮	光化学オキシダントは高濃度日が減っているなど成果は出ていると思いますが、生態系、特に植物への影響を考えますと、低減のための検討は引き続き重要と考えます。また光化学オキシダントの主成分であるオゾンが強力な温室効果ガスでもあるため、その観点からも光化学オキシダントの低減は重要であると思いますが、「気候変動に着目した科学的検討」はまだ十分になされていない状況であり、調査・研究をより積極的に進められると良いと思っています。
48	大原 利眞	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮 3ポツ	オゾン(とその前駆物質)は測定項目であり、また、メタンもNMHC測定局では測定されているため修正が必要。
49	森川 多津子	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮 3ポツ	SLCPsは従来からの大気汚染物質と被るところも多く、排出量の把握に向けては、現在、環境省で作成されているPM2.5等大気汚染物質排出インベントリをベースに構築することも可能性としてはあると思います。
50	山室 真澄	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮 4ポツ	「電動車の割合を増やす取組を進められている。」は、「電動車の割合を増やす取組が進められている。」か「電動車の割合を増やす取組を進めている。」の方がよいかと思います。
51	一政 都志夫	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮 5ポツ	メタン、オゾン、ブラックカーボンといった、短寿命気候汚染物質(SLCPs)については、地球温暖化緩和策として、CO2に加えて対策した場合に効果を発揮することがわかってきており、排出インベントリの構築・改良を進めるため、実態把握がさらに必要になるのではないかと考えている。
52	紀ノ岡 幸次	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮 5ポツ	各種施策については、これまでの大気・騒音振動部会では「大気汚染対策の検証や費用対効果分析も含め、様々な大気環境に係る情報を総合的に評価する仕組みを検討」することとしていますので、その趣旨を反映した記載としていただきたい。 該当箇所は大気・騒音振動部会単体で取り纏めた文書の一部を利用されています。同文書においては、費用対効果の分析を他箇所に記載していることを踏まえて該当箇所のような表現となっておりましたので、誤解がないように修正いただきたい。 <b>【修正案】</b> 科学的知見及び各種技術開発の状況、 <u>並びに費用対効果分析</u> も踏まえながら、両方の観点から最適な対策の検討を進めることが重要である。
53	東海 正	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮 6ポツ	「気候変動に着目した科学的検討」については、何の科学的検討なのか曖昧です。光化学オキシダントの科学的検討、あるいは環境基準の科学的検討なのでしょうか？
54	森川 多津子	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮 7ポツ	物流を担う商用車の電動化は、温室効果ガスの低減と、大気汚染物質の低減の両方でメリットがあります。
55	東海 正	第3章(1)(ア)2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の発揮 7ポツ	乗用車に対して電動化の普及の遅れている商用車の電動化を支援する必要がある。=>乗用車に比べて普及の遅れている商用車の電動化を支援する必要がある。
56	大原 利眞	第3章(1)(イ)気候変動適応と水・大気環境保全の同時推進	「災害対応」において、災害廃棄物からの環境汚染も懸念され、その点に関する加筆が必要。

57	田中 宏明	第3章(1)(イ)気候変動適応と水・大気環境保全の同時推進 1ポツ	⑰これまでの地震や津波、洪水によって、水インフラに影響を受ける事態がこの30年間に多くみられた。特に、下水処理施設の被災により、処理が不十分な下水に含まれる有機物、懸濁物質に加え、病原微生物などが水環境に長期に渡って流出し、環境汚染を起こした。このため、「化学物質」⇒「化学物質や病原微生物」に変更して欲しい。
58	谷口 靖彦	第3章(1)(イ)気候変動適応と水・大気環境保全の同時推進 3ポツ	災害対応(化学物質に関する部分)について、現に激甚な気象災害が生じていることを踏まえると、災害・事故に伴う化学物質の流出や飛散の防止などについて産業界と連携して早急にできるところからやっていくという姿勢も必要になってくると考える。287行目の【今後の施策の方向性】の次にこの姿勢について、今後の施策の方向性として追加記載できないか。
59	木坂 隆一	第3章(2)(ア)良好な環境の創出	意見： 30by30目標の取組には、森林の果たす役割が大きいため、【今後の施策の方向性(142行目以降記載)】には森林の育成及び管理等への「支援」という観点を盛り込んで頂きたい。
60	高岡 昌輝	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 1ポツ	経済社会と記載しているが、その後、経済社会を推進する記載がほとんどない。
61	鈴木 規之	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 2ポツ	「良好な環境」の考え方が深められたことは良いと思います。ここで、一つ上の○が主に人間界を指しており、次の下の○が主に自然界を指していると理解すると、ここでは環境と人間がともに活力を持ち、その相互作用により人間の満足度を高める、というような表現はどうでしょうか。文章の趣味に近いと思いますが、環境と人間の相互作用を意識することは環境管理において重要と思います。
62	大塚 直	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 3ポツ	EU運営条約にある「望ましい環境」という考えも、この「良好な環境」の概念の形成に参考になると思われるので、できればその点を示していただきたい。
63	三浦 秀樹	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 3ポツ	「良好な環境」について定義が記載されているが、やや掴みづらく、具体的な施策として「令和の里海づくり」と記載するだけでなく、良好な環境の例示として「里山・里海」を明示した方がいいのではないか。
64	田中 宏明	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 3ポツ	⑨「良好な環境」の定義には、生物多様性だけでなく、人の健康により安全安心な環境を目指す視点を記述すべきである。具体的には、「「良好な環境」とは、水、土壌、大気その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物多様性の確保が図られ、多様な自然環境が保全された状態と考えられる。」⇒「「良好な環境」とは、水、土壌、大気その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人の健康により安全安心であり、生物多様性の確保も図られ、多様な自然環境が保全された状態と考えられる。」
65	山室 真澄	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 3ポツ	「景観」を良好な環境指標とするのは、地域本来の自然環境とは矛盾することを正当化しかねないので、危険だと思います。たとえばアサザはつい最近まで汽水だった霞ヶ浦には本来生息しておらず、淡水化してから周辺の水路から侵入して異常繁茂したのが1980年代です(霞ヶ浦のCODが最も高かった頃です)。その大繁茂が沈静化したのを「アサザが絶滅する」と誤解して植栽が行われました。1980年代以前は主な水草は沈水植物で、湖岸から見える範囲は限られていました。「景観」というものは一般住民が見える範囲で「美しい」と感じる状態に引きずられがちです。
66	山室 真澄	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 3ポツ	上記理由から、140~146から「景観」は削除するのがよいと思います。この文章に則れば、地域本来の景観が自ずと参考として取り入れられると思います。



67	勢一 智子	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 3ポツ	「良好な環境」は、今回の方向性において重要なキーワードであり、その定義が肝要である。その点では、その定義の中に「良好な状態」との記述があり、求める質的な基準が不明確である。既存の環境基準であるのか、それとは異なるものを求めるのか、明確に示す必要があるように思われる。
68	勢一 智子	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 4ポツ	「良好な環境」のための施策が、なぜ「地域活性化」につながるのか。地域活性化に携わっていない場合には、イメージできないと思われるため、説明を補足する必要があるように思われる。
69	根岸 寛光	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 5ポツ	「目指すべき「良好な環境」は、…保全・再生・創出していくことが望ましい。」の結びの部分にある「していくことが望ましい」では主語である「目指すべき「良好な環境」は」からのつながりがよろしくない。「していくものであることが望ましい」くらいの表現が適切かと思う。
70	東海 正	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 5ポツ	全体的に文章が長く、また修飾非修飾関係などが明確でなく、分かりにくいと思いました。 自分なりに、以下のような内容と理解しましたが、これで正しいのでしょうか？ 目指すべき「良好な環境」は、次の点を勘案しながら目標を設定し、必要に応じて順応的管理のもと目標を見直しながら保全・再生・創出していくことが望ましい。 ・地域本来の自然環境に基づき、現在及び過去の人為の関与や育まれてきた歴史や文化を踏まえること。 ・科学的な知見や過去の状況を勘案すること。 ・地域の人々が中心となって合意形成を図ること。 ・地域の活性化も視野に入れること。
71	東海 正	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 6ポツ	全体的に文章が長く、また修飾非修飾関係などが明確でなく、分かりにくいと思いました。 特に、列記されているもの、ひとつひとつが長いために、よく分かりません。
72	鈴木 規之	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 6ポツ	汚染の管理を生物多様性の観点からとらえる考え方も今後重要と思われ、より明記しても良いかと思いました。
73	田中 宏明	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 6ポツ	⑩前述したように、栄養塩類の適切な管理による沿岸生態系の強化を図るとともに、近年設定された水生生物基準や底層DO等の水質環境基準は、生物の生息に資する環境に由来からも配慮してきており、新に講じるというよりは、多様な生物種への有害物質影響の評価と項目追加や溶存酸素レベルの設定、バイオアッセイなど排水規制での影響評価の導入などの施策が必要である。具体的には、「また、生物多様性に関しては、ネイチャーポジティブの実現に向け、汚染の管理の強化や栄養塩類の適切な管理、自然を活用した解決策(NbS: Nature-based Solutions)の活用等、水、土壌、大気環境においても生物多様性の保全の強化に資する施策を講じるべきである。」⇒「また、生物多様性に関しては、ネイチャーポジティブの実現に向け、汚染の管理、自然を活用した解決策(NbS: Nature-based Solutions)の活用等、水、土壌、大気環境においても生物多様性の保全に資する施策の強化を講じるべきである。」
74	高村 典子	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 6ポツ	Nbsは、生物多様性に関することだけの解決策とは考えられていないと思う。例えば、Eco-ERRなど。
75	勢一 智子	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 6ポツ	「令和の里海づくり」と記載されているが、どの点が「令和」なのかを示さなければ、国民には理解しにくいのではないか。例えば、平成時代と比較して、どこが異なるのか。ここに記載の内容の施策は、自然再生として取り組んでいる地域がすでにあるようにも思われるので、誤解がないように記載を工夫していただきたい。

76	大原 利眞	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ	この部分、どのように打ち出していくか難しいところであるが、水・大気行政の役割・姿勢が見えづらい。例えば、159～162行あたりが核心部と思われるので、例えば「地方公共団体や地域住民と協働して、地域の良好な自然環境・自然資源を活用してローカルSDGsの実現を目指す『環境共生・創生地域』を創出していく必要がある」といった書きぶりにはどうか。
77	高村 典子	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ	「良好な環境」の実現は、環境省や地方自治体の環境部門だけでは達成できないので、環境省として実施した施策が、現場で活かされるように施策のあり方に工夫が必要に感じる。
78	木坂 隆一	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ	追記(下記「 」内を追記記載して頂きたい)： 「具体的な施策としては、例えば、水質管理のみならず、森林等の周辺環境も含めた俯瞰的な視点で施策を講じる必要がある。」
79	中川 めぐみ	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ	「生物多様性の保全」について、一部漁業者の「一網打尽」な獲り方を調整していただきたい。(こちらも水産庁などの連携) 生物多様性の保全に反するだけでなく、他漁業者の漁獲(稼ぎ)を減らすことに繋がり、地域づくり全体へのマイナスの原因にもなっている。(廃業・後継ぎ問題など多数の課題に繋がっている)
80	大久保 規子	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ	「幅広い住民の参加のもとに」実施というように、参加の観点を入れる必要がある
81	東海 正	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ	「こうした施策の実施に当たっては、地域循環共生圏・生物多様性・気候変動等に係る施策や計画等との連携・調和を図り、さらには、生物多様性の質の向上、気候変動の緩和及び適応、SDGs等に貢献するように取り組むことが重要である。」とありますが、そもそも「地域循環共生圏・生物多様性・気候変動等に係る施策」は、それぞれに「生物多様性の質の向上、気候変動の緩和及び適応、SDGs等に貢献するよう」に「取り組まれているのではないかと」 ここでは、それらが「連携を持って、調和を図りながら取り組まれる必要がある」と述べたいのだと思いますので、分かりやすく修文をお願いしたい。
82	中島 一宗	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ	施策の実施に当たっては、関係政策との連携・調和の観点に加えて、産業競争力を維持しつつ質の高い環境対策を可能とするため、各省庁による法運用を統合・調和すること等により、環境行政を効率化することを記載に含めるべき。また、主体間の連携・協働のみならず、省庁間の連携・協働も必要であることを追記すべき。
83	大久保 規子	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ	民間企業を例示するなら、「環境NGO」も入れるべき
84	古米 弘明	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 7ポツ、(3)、(4)	・3章における大気環境行政と水、土壌環境行政の項目立てに違いがある。 ・生態系やその保全、生物多様性の重要性は記載されているが、水大気局と自然局との連携を意識した課題認識が求められる。 ・大気関連では、Smart Mobilityなどが大事ではないのか？
85	東海 正	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 8ポツ	「気候変動の緩和及び適応」とありますが、「気候変動の緩和及びそれへの適応」とするべきではないかと
86	東海 正	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 8ポツ	「人々のWell-beingの向上、生物多様性の保全、気候変動その他の社会的課題の解決への貢献等」は、同等に並べられているのは何か不明確です。「向上」と「解決」が並べられているのか、あるいは、「人々のWell-beingの向上」も一つの社会的課題なのでしょうか？ここでも修飾被修飾の関係が曖昧なところがあります。「人々のWell-beingの向上(への貢献)、生物多様性の保全、気候変動問題への対応、その他の社会的課題の解決への貢献等」なのでしょうか？ また、確かに人類の活動によって気候変動を引き起こしているところはありますが、「気候変動」自体を社会的課題と言い切れるのでしょうか？

87	小林 剛	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 8ポツ	環境対策において、一つのリスクを低減するために、他の環境負荷や社会、経済に多大な負担が生じることが少なくありません。多様なリスクや社会のベネフィット(Well-beingなど)を評価する指標づくりや、どの程度のリスクであれば社会で保有できるか、「リスク共生」のような考え方も重要と考えます。考え方作りのために、多様な評価指標とそれらを算出するためのツールや原単位などのデータベースの整備などが促進されると良いように感じました。(意見というより感想です)
88	東海 正	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 8ポツ	「評価・発信を進めるための」はもう少し丁寧に述べるべき。例えば、「実際に評価を進めるとともに、情報発信にも努めるための」
89	崎田 裕子	第3章(2)(ア)良好な環境の創出 8ポツ	<最後の○項目の後に、一項目追記することを提案> 残念ながら「良好な環境」が確保されていないと考える市民を救済する場として、多くの自治体には「公害審査会」などの申し立て受付機関が設置されており、法的な調停の前段階での和解をめざしている。このような場で近年、生活環境の騒音被害を訴えるケースが増えており、工場と住宅の近接、幼稚園・保育園・学校と住宅の近接など地理的な問題だけでなく、高齢者の増加による静謐な居住環境への期待や地域コミュニケーション減少による対話機会の喪失など、社会的な要因も考えられている。個別事案ととらえられがちなこのような課題をどう未然防止するか、あるいはどう対処するか優良事例の共有なども社会にとっては重要なテーマと考える。
90	勢一 智子	第3章(2)(イ)水、土壌、大気等の媒体横断的な課題への対応	媒体横断的な対応が可能となるのは、今回の組織再編の最大のメリットであると考えられる。大気と水の空間環境における「循環」に着目すれば、それらの「良好な環境」が人々の健康やWell-beingを、そして自然生態系を支えている。この項目では個別のテーマしか示されていないが、冒頭に総論的な意義を追記してもいいのではないか。
91	酒井 伸一	第3章(2)(イ)水、土壌、大気等の媒体横断的な課題への対応 冒頭	媒体横断的な課題への対応が、窒素管理やプラスチック問題という各論からはじまっていることに違和感を感じます。もちろんのこと重点課題として、この2課題を取り上げることに異論はないのですが、媒体横断的な課題とは何か、物理化学的な物性的観点や対処方策としての統合的観点からの展開が必要ではないか、といった総論的観点を冒頭におくべきと思料します。後段の個別重点課題にあるPFAS問題は、重要な媒体横断的な課題ですので、このパートでも取り上げるべきでしょう。
92	古米 弘明	第3章(2)(イ)水、土壌、大気等の媒体横断的な課題への対応 冒頭	媒体横断は窒素管理とプラスチックしかないか。個別論にはあるが。
93	山室 真澄	第3章(2)(イ)①持続可能な窒素管理	土壌中の各態窒素やフラックスを実測するのは現時点で不可能だと思います。どのような情報による「管理」を想定しているのでしょうか。
94	山室 真澄	第3章(2)(イ)①持続可能な窒素管理 1ポツ、 第3章(3)(イ)有害大気汚染物質・石綿・水銀 4ポツ	175「推奨されたところ。」187「いくことが重要。」285「盛り込まれたところ。」などの文末は、他の文末と比べて違和感がありました。
95	東海 正	第3章(2)(イ)①持続可能な窒素管理 2ポツ	「一方、国内においては、「豊かな海」に向けて窒素の供給が必要な場合も存在することから、適切に窒素を管理するという観点が重要である。」は、「一方、国内における適切な窒素管理においては、「豊かな海」に向けて窒素の供給が必要な場合も存在するという観点が重要である。」とした方がわかりやすいのではないか？

96	田中 宏明	第3章(2)(イ)① 持続可能な窒素管理 ①2ポツ	⑩豊かな海は窒素のみならず、りんについても供給を求める声があり、それへの対応も始まっているため、りんについても記述が必要である。具体的には、「適切に窒素を管理」⇒「適切に窒素やりんを管理」
97	高村 典子	第3章(2)(イ)① 持続可能な窒素管理 3ポツ	日本列島とEEZを含めた比較的大きな空間スケールから流域単位のスケール(また、もっと小さい空間スケール)において、反応性窒素の物質循環の実態解明とその知見に基づいた管理体制、解決策の構築が必要に思われる。
98	東海 正	第3章(2)(イ)① 持続可能な窒素管理 3ポツ	ここでの「マテリアルフロー」は、反応性窒素だけではなく、窒素を含む様々な物質を表すと思われるが、それを明確にするべきに思う。
99	東海 正	第3章(2)(イ)① 持続可能な窒素管理 4ポツ	アジア地域を重視することは理解できるが、その理由を簡単でも良いので書いてあった方が良いのではないかと。また、我が国における行動計画をアジア地域に展開することを通じて、(アジア地域だけに展開するだけでなく)広く国際貢献することがより分かりやすく伝わる表現に修文をお願いしたい。
100	大原 利眞	第3章(2)(イ)② 環境中のプラスチック 1ポツ	大気中のマイクロプラに関する若干の追記が必要
101	東海 正	第3章(2)(イ)② 環境中のプラスチック 1ポツ	「廃棄物の不適正管理、プラスチックに含まれる化学物質等による、生物・生態系を含めた環境影響、船舶航行への障害、観光・漁業への影響、沿岸域居住環境への影響等、様々な問題が指摘されている。」では、影響を及ぼす要因として挙げられた「廃棄物の不適正管理」と「プラスチックに含まれる化学物質」がそれぞれ影響を及ぼす対象を整理して並べるべきに思える。例えば、「廃棄物の不適正管理による、船舶航行への障害、観光・漁業への影響、沿岸域居住環境への影響や、プラスチックに含まれる化学物質等による生物・生態系を含めた環境影響等、様々な問題が指摘されている。」
102	白山 義久	第3章(2)(イ)② 環境中のプラスチック 3ポツ	大阪ブルーオーシャンビジョンや2023年G7環境大臣会合で示された、新たな海洋プラスチックごみの増加をゼロにする2050年あるいは2040年の目標を明示的に示し、その実現のための施策の検討を加速することを明記してほしい。
103	崎田 裕子	第3章(2)(イ)② 環境中のプラスチック 3～6ポツ	<○項目を追記> 2019年G20大阪サミットで世界が共有した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加汚染をゼロにする目標の進捗を見守ることを明記してほしい。まずは、この目標実現のために発表したアクションプランの実施状況を明確にし、海外の状況も把握すれば、実現に向けて進捗を管理することが可能と考える。
104	高村 典子	第3章(2)(イ)② 環境中のプラスチック 4ポツ	すでに放出されたプラスチックに関する諸問題の現状と今後の施策だけが主に書かれているが、例えば、回収事業の費用や労力の限界なども勘案して、プラスチックの生産や使用を抑制していく方向もあると思われる。廃棄物行政との連携についても書き込んだ方がいいのではないかと。
105	大原 利眞	第3章(2)(イ)② 環境中のプラスチック 4ポツ	「ライフサイクル全体を通じた対策」、「流出経路・量把握」において、環境中へのソースの部分は廃棄物行政が担うと考えられるので、そこでの連携の視点を書き込む必要はないか。
106	高岡 昌輝	第3章(2)(イ)② 環境中のプラスチック 4ポツ	マイクロプラスチック排出抑制対策の検討も必要ではないか?
107	東海 正	第3章(2)(イ)② 環境中のプラスチック 5ポツ	「環境中プラスチックのモニタリング手法の調和や集約」⇒「環境中プラスチックのモニタリング手法の調和化や(モニタリングで)得られたデータ集約」ではないか? ひとつの文章中に「等」が3回も使われているが、すべて必要なのか?

108	田中 宏明	第3章(2)(イ)③ その他 2ポツ	⑬④や⑦で指摘したように、水環境・土壌での環境の課題には、ウイルス、薬剤耐性を含む病原微生物の汚染が、先進国、途上国ともに課題があると認識されている。WHO、UNEP、EUなどでは、水、土壌、食品、医療、畜産と一体的なものとして捉え、管理することを求めている。この点から以下のように追加して欲しい。「また、窒素以外の環境中を循環する各種栄養塩、化学物質、農業に関しても大気・水・土壌にまたがる包括的な管理の重要性について指摘がある。」⇒「また、窒素以外の環境中を循環する各種栄養塩、化学物質、農業、病原微生物や薬剤耐性に関しても大気・水・土壌にまたがる包括的な管理の重要性について指摘がある。」
109	田中 宏明	第3章(2)(イ)③ その他 3ポツ	⑩前回提出したように、豊かな海づくりで求められる栄養塩供給と底層DOや水生生物の多様性確保の間の調整、地球環境解決のために導入されるアンモニア燃料と大気・水域・土壌での窒素管理との調整など、環境媒体間、環境項目間でのトレードオフ関係が発生してきている。これを解決するための視点の必要性を記述すべきである。具体的には、「○多様な環境目標の間での矛盾を解決するため、科学的知見の集積と合意形成手法やその制度づくりが必要である。また限られた資源や統合的な解決の視点から、単一の環境目標だけを解決する方策から複合的(マルチベネフィット)な解決方策を進めることも重要な視点である。異なる環境目標の調整や地域ごとの環境目標の設定が求められ始めており、多様な価値観をもつ利害関係者間での議論と合意形成を図る仕組みづくりが必要となっている。これらを含めた統合的な環境管理が必要である。」を加えて欲しい。これは(2)良好な環境の創出、(3)媒体横断的な課題への対応にまたがる課題でもあり、(2)の終わりの他により適切な場所でもよい。
110	鈴木 規之	第3章(2)(イ)③ その他 3ポツ、4ポツ	SPP/OEWGの記述を深めていただきありがとうございます。これで十分と思いましたが、場合によっては156-157行で指摘させていただいたような、異なる課題、視点との横断性も重要と思います。
111	東海 正	第3章(4)(イ)③ 4ポツ	水・大気環境政策だけで良いのか？土壌を含める必要があると思われる。
112	田中 宏明	第3章(2)(イ)③ その他 5ポツ	⑭⑨で指摘した点を受けて、今後の方向性にも追加して欲しい。具体的には、「また、窒素以外の環境中を循環する各種栄養塩、化学物質、農業についても大気・水・土壌にまたがる包括的な管理を検討することが考えられる。」⇒「また、窒素以外の環境中を循環する各種栄養塩、化学物質、農業、病原微生物や薬剤耐性についても大気・水・土壌にまたがる包括的な管理を検討することが考えられる。」
113	根岸 寛光	第3章(2)(イ)③ その他 5ポツ	「窒素以外の環境中を循環する」ものの事例として「各種栄養塩、化学物質、農業」があげられているが、農業を含む多くの比較的高分子の化学物質が元の姿のまま環境中を循環する事例は少ないのではないかと。
114	森川 多津子	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 1ポツ	地方自治体や事業者への負担を減らし、持続可能な環境行政のために従来の手法を見直す時期に来ているのではないかと思います。249-262行の【今後の施策の方向性】に大いに賛成いたします。
115	東海 正	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 1ポツ	「技術者の監視、分析、指導等の技術・ノウハウの継承」⇒「技術者による監視、分析、指導等の技術・ノウハウの継承」あるいは「(こうした)技術者が持つ監視、分析、指導等の技術・ノウハウの継承」
116	鈴木 規之	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 4ポツ	「リモート技術による連続モニタリング」具体的に何をイメージしているのかにわかにわかりませんが、(4)に書かれている環境管理の対象ではあまり事例は多くないのでは。センサーや自動化技術ならより例が多そうだが。
117	鈴木 規之	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 4ポツ	「簡易センサー」とありますが、簡易とは何でしょうか。単に「センサー」の方がこの場では良いと思います。

118	田中 宏明	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 5ポツ、8ポツ (エ)関係者との対話と協働 1ポツ	⑮前回でも意見提出したように、行政運用の効率化だけでなく、国民、地域住民、企業、研究機関などが環境情報を利用し、活用することを推進するとの視点が必要である。価値観の異なる利害関係者の意見調整が、地球環境、地域環境とも目標設定にあたって、多くの価値観を統合していくために、デジタル技術の利用が有効であり、求められる。このような視点も【現状と課題】に加えて欲しい。
119	勢一 智子	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 6ポツ	観測等のデータというエビデンスで施策を組み立てる分野であり、デジタル化への対応は急務であると考え。今後の施策の方向性では、「可能なところから実装」とされているが、迅速な実施が必要ではないか。「アナログ規制」の改善など、全国的な人材不足からも喫緊の課題である。
120	森川 多津子	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 6ポツ	固定燃焼発生源のうち、大気汚染防止法で届出のある施設が20万以上ある中で、数にすると1%程度の特に規模の大きい施設が、SOx、NOx、ばいじん排出量の大半を占めています。そのような大規模施設に対してリモート技術による連続モニタリングを行うことができれば、規制や監視という意味合いよりも、大気環境に関する統計データとしての科学的な利用のために、大いに役立ち、また、発生源の管理の効率向上と大気質の改善のためにも資することができると考えられます。また、規模の大きい施設に焦点を絞った調査をすることができれば、効率化という点でもメリットがあるかもしれません。
121	一政 都志夫	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 6ポツ	効率的な環境管理を進める上で、デジタル技術の活用および推進は、業務の効率化とより詳細な情報の入手に必須である。特にキャリブレーション不要、メンテナンス回数が少ないリモートセンシングによるリアルタイム汚染物質濃度監視システム、簡易センサーを用いた局所汚染地域の測定は他の先進国でも積極的に開発・導入されているところであり、我が国においても遅れを取らないよう進めべきと考える。
122	谷口 靖彦	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 6ポツ	規制の現場にて新たなデジタル技術を活用するのは望ましいが、その導入・設置やメンテナンスなどの費用負担や責任分担などの課題が考えられ、早期に適切な環境管理手法を全ての現場に導入するのは難しいと考える。よって、252行目の「可能なところから実装していく」との考え方は重要になってくると考える。大防法、水濁法の対象となる事業者は小規模な事業者も結構多いので、「環境管理手法の導入」に係る小規模事業者への優遇、特例などの配慮について将来検討する可能性があるなら、その旨、加筆願いたい。
123	田中 宏明	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 6ポツ	⑮⑯を受けて、環境分野では、様々な環境や排出源でのモニタリングデータの公開と利用を行い、国民、地域住民、企業、研究機関などが自由に活用である環境データプラットフォームを構築する必要がある。また環境分野だけでなく、都市、農業、産業、国土管理、医療など様々なデータプラットフォームとをつなぐ制度が必要である。これらのデータを視覚化、解析できるモデル、様々な施策を導入する際の変化を可視化するシステム開発と利用を目指すべきである。【今後の施策の必要性】にこの趣旨を加筆して欲しい。
124	一政 都志夫	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 7ポツ	先進国においては、デジタル化によって収集した情報が公表され、多方面に活用されている。近年は取得データの透明性の向上がさらに求められているところであり、「許認可等の基準の明確化とデジタル化により収集した情報の透明性の向上」をセットで検討することも重要であるとの認識をこの文章同様に持っているところである。

125	紀ノ岡 幸次	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 7ポツ	「デジタル化により収集した情報の公表」とありますが、記載のとおりデータは情報資産であり、情報の中には事業者の経営戦略に係る情報も含まれる可能性があります。公表の検討にあたっては、公表内容や公表範囲等を含めて、事業者の意見を十分に聞いていただきたい。
126	森川 多津子	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 8ポツ	大気汚染防止法で届出のあるばい煙発生施設等の調査(大気汚染物質排出量総合調査)では、届出のある自治体を持つ情報を環境省は把握できていないため、届出や様式の共通化を進めることと並行して、環境省でも情報を共有できるよう、電子化を進められると良いと思います。
127	森川 多津子	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 8ポツ	経済産業省のHPからはさまざまな調査報告書を閲覧することができ、特に委託調査報告書の閲覧が可能であることに驚きました。残念ながら環境省の報告書の多くはネット上で見るのが難しい状況です。数値データという意味ではありませんが、行政保有の調査情報に関しても、よりオープン化を進めていただければと思っています。
128	谷口 靖彦	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 8ポツ	環境情報のオープンデータ化に関するニーズ調査については、いたるところでIT技術が活用されている昨今では、以前なら思いもよらなかった分野の専門家が環境に関心を持っており、当該分野と環境との融合を図ろうとの戦略や方針等を持っていること等が十分に考えられることから、調査対象を幅広い分野(特に人文科学系の分野を忘れないように。)から選定するようお願いしたい。
129	東海 正	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 8ポツ	「水・大気環境情報」だけで良いのか? 土壌に関する環境情報の扱いはどのようになりますか?
130	古米 弘明	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 8ポツ	デジタル技術、データ標準化に関してのクオリティコントロール。データはあっても質が必要。
131	古米 弘明	第3章(2)(ウ)デジタル技術を活用した環境管理 8ポツ	オープンデータ化は重要であるが、同時にデータや情報のQCが大事となる。
132	大原 利真	第3章(2)(エ)関係者との対話と協働 1ポツ	「(5)その他」の「①災害対応」は「媒体横断的な課題への対応」の中に移動するとともに、「②リスクコミ」は「(5)水・大気環境行政の推進のために」とかして、「地域との対話・協働」の一環(情報発信や市民科学もここに)として入れ込んでどうか。(5)には、このほかに地域環境行政や大学・研究機関、省内他部局との連携も入れ込んでどうか。(添付資料参照)
133	白山 義久	第3章(2)(エ)関係者との対話と協働 1ポツ	シブズンサイエンスの活動を積極的に支援し、環境データの充実を図るという視点も必要ではないか
134	東海 正	第3章(2)(エ)関係者との対話と協働 4ポツ	「関係地方公共団」=>「関係地方公共団体」 脱字
135	谷口 靖彦	第3章(2)(エ)関係者との対話と協働 4ポツ	(誤字脱字のお知らせ) 304行目「関係地方公共団」⇒「関係地方公共団体」
136	東海 正	第3章(2)(エ)関係者との対話と協働 4ポツ	「正しい科学的情報」? 「正しい科学情報」ではないか?
137	崎田 裕子	第3章(2)(エ)関係者との対話と協働 4ポツ	<○項目に追記> P6で意見を申し上げた「騒音被害」に関して、リスクコミュニケーションの項目で検討いただくこともあるかと考える。

138	島 正之	第3章(3)(ア)大気	個別課題として、花粉症対策についての記載を検討すべきではないでしょうか。環境省の花粉観測システム(はなこさん)は2021年に事業が廃止されています。また、大気汚染と花粉症の関係についての研究は平成16年度を最後に実施されていませんが、関連性を示唆する知見が得られていることから、再開すべきではないでしょうか
139	津江 光洋	第3章(3)(ア)大気	航空機による大気への影響についての記述が全くないように思われます。航空機の寄与は小さいかもしれませんが、今後航空輸送の増大が見込まれることを考えますと、地球規模あるいは空港周辺地域の気候環境にも配慮する必要があるかと存じます。本件が別部会等での案件でしたらご容赦ください。
140	東海 正	第3章(3)(ア)大気 2ポツ	一文で表現するには長すぎる。いくつかの文章(3つ?)に分けて、適切な接続詞を用いてつないでもらいたい。
141	津江 光洋	第3章(3)(ア)大気 2ポツ	「今後も環境基準値を超過する可能性が十分低いと判断できるまでの濃度レベルの低下」はあいまいな表現のような気がします。2022年の答申に記載されているのでしょうか。
142	山神 真紀子	第3章(3)(ア)大気 4ポツ	○光化学オキシダント以外「科学的知見の収集方法や評価方法の検討・開発等を進めることが重要である。」→これは具体的に何をしようとしていることなのか教えて下さい
143	津江 光洋	第3章(3)(ア)大気 5ポツ	「2026年度までに環境基準を達成する」と記載されていますが、2026年度という期限はすでに決められたものなのでしょうか。2026年度という具体的な時期を記載する意図は何でしょうか。また、自動車に関しては、タイヤ粉塵、ブレーキ粉塵にも留意する必要があるかと存じます。
144	津江 光洋	第3章(3)(ア)大気 5ポツ	「電動車等のよりクリーンな自動車への代替やエコドライブ等の対策」も当然ですが、まずは内燃機関の排出ガス低減技術開発の進展が重要ではないでしょうか。
145	山室 真澄	第3章(3)(ア)大気 6ポツ	「開発された連続・簡易測定やセンサー等が公定法と同等であることの確認が非常に重い作業であるという課題」は意味が分かりませんでした。
146	山神 真紀子	第3章(3)(ア)大気 6ポツ	○大気汚染物質の測定法については、...公定法と同等であることの確認が非常に重い作業であるという課題がある。 →公定法と同等である必要はないと考えます。同等であれば現在の常時監視システムを簡易測定等で置き換えが可能ということになります。簡易測定やセンサーにそれを求めるのではなく、あくまで基準としての常時監視、補完としての簡易測定と位置付け、補完の役割としてどこまで許容するかを決めれば良いのではないのでしょうか。
147	谷口 靖彦	第3章(3)(イ)有害大気汚染物質・石綿・水銀 5ポツ	105行目に記載の「リスクコミュニケーション」は、大防法の有害大気汚染物質対策に含まれるのか。含まれていないと思っているのだが、この認識で正しいのなら、「効果的なリスクコミュニケーション等」を「リスクコミュニケーションの導入や効果的な実施」に修文してはどうか。(どの法律を根拠にするかは別として、有害大気汚染物質に関してもリスクコミュニケーションをやっていく考え方には同調する。)
148	島 正之	第3章(3)(イ)有害大気汚染物質・石綿・水銀 5ポツ	「必要に応じて優先順位付けも行いながら、環境目標値の設定に向けた検討を行う」とありますが、優先順位付けを行った結果、「優先取組物質(B分類物質)」として23物質が選定されているのではないのでしょうか。その中でさらに優先順位付けを行うということでしょうか。
149	崎田 裕子	第3章(3)(イ)有害大気汚染物質・石綿・水銀 5ポツ	<4番目の○項目に関連して一項目追記することを提案> 水・大気環境保全に向けて、事業者が自らの取組の常時監視、効率的なリスクコミュニケーション、排出抑制策の検討・実施をするにあたり、職員の高齢化や経験豊富な職員の退職による人材不足、持続可能性の高まりによる監視対象項目の増加などが課題として顕在化している。同様な課題は自治体内の環境監視部門でもあり、早急な人材育成体制の確立に向けて、事業者・行政の枠を超えた本格的な対策検討・実施が急務であり、今後の施策の方向性において記載することを望む。



150	山神 真紀子	第3章(3)(イ)有害 大気汚染物質・石綿・ 水銀 6ポツ	○石綿飛散防止については、大防法の適切な運用による飛散防止対策の徹底はもとより... →解体時だけでなく、通常使用している状態で劣化により石綿が飛散している事例があることを把握しています。このような事例が他にもあるのか全国的な調査をお願いしたいです。
151	谷口 靖彦	第3章(3)(イ)有害 大気汚染物質・石綿・ 水銀 6ポツ	402行目の普及啓発、403行目の育成ともに法改正時の専門委員会で論点となった事項である。この論点が今、どうなっているのかについてお伺いする機会はなかったもので、どう記載するのが良いかまでは申し上げられないが、解体等工事のピークまで残り5年と既にピークに差し掛かっていること、専門家を育成するには時間がかかること、改正法は既に施行されていること等を考慮すれば、法改正後から現時点までの環境省での取組などを振返って、これからの普及啓発や育成をどうするのかを記載するのが良いのではないかと考える。特に調査者等の育成については、ピークの到来までに必要な人数を育成すると言った目標等を書き込む必要があると考えるので、検討願いたい。
152	東海 正	第3章(3)(イ)有害 大気汚染物質・石綿・ 水銀 7ポツ	「地方公共団体が建築物等における石綿使用状況の把握、データベースとしての整理、関係部署との共有体制の構築、GIS等との連携といった取組を進められるよう」については、文が長くて、主語述語の関係(地方公共団体が取組を進める)が分かりにくく、また取り組む内容として何が同等に並んでるのかわかりにく。特に、「GIS等との連携」は、データベースのGISとの連携と思われるが、この文では明確ではない。
153	三浦 秀樹	第3章(3)(ウ)悪 臭・騒音 2ポツ	風力発電施設の増加による騒音の問題が記載されているが、対象が洋上風力だった場合、水環境に与える影響は騒音だけにとどまらず、潮流の変化や生物資源にも影響する可能性がある。再エネ海域利用法によらない洋上風力発電も計画されている中、そのリスクと対応方針は示されるべき。
154	山室 真澄	第3章(3)(ウ)悪 臭・騒音 3ポツ	「現状に合った測定方法の確立」とは、どういう測定方法を指すのでしょうか。気体状で人が臭気を感じる物質は無数にあり、それらをGC/MSやLC/MS/MSで分析しても、同定できる物質は限定的だと思われます。
155	島 正之	第3章(3)(エ)国 際協力	災害対応として、世界各地で発生している森林火災の可能性についても検討が必要ではないでしょうか。
156	古米 弘明	第3章(4)(ア)公 共用水域 1ポツ、6 ポツ	底層DOなど、文章の長短のばらつきが気になる。
157	田中 宏明	第3章(4)(ア)公 共用水域 1ポツ～5 ポツ	⑧354～385行の大気環境の現状と課題に比べて、水環境部分はあまりに記述が貧弱であり、充実が必要。436から469行の今後の施策の方向性に対応した頭出しが必要。
158	大久保 規子	第3章(4)(ア)公 共用水域 2ポツ～4 ポツ	この文章は整理が必要。少なくとも順番を入れ替えた方が良いのではないかと。
159	高村 典子	第3章(4)(ア)公 共用水域 2ポツ	「植物プランクトンの異常増殖」はわかるが、「物質循環」は、どこにつながるのか?文章の問題ですが。
160	田中 宏明	第3章(4)(ア)公 共用水域 2ポツ	⑤琵琶湖をはじめ、一部の湖沼では底層溶存酸素量の低下が著しくなる傾向があり、この点を明記すべきである。具体的には「物質循環や植物プランクトンの異常増殖」とい⇒「物質循環や植物プランクトンの異常増殖や底層溶存酸素量の低下」とい]
161	古米 弘明	第3章(4)(ア)公 共用水域 2ポツ、3 ポツ	湖沼の水質保全は、閉鎖性水域として、閉鎖性海域、豊かな海についても記載すべき。有明・八代海といった個別の名前を出すかはさておき。

162	田中 宏明	第3章(4)(ア)公共用水域 3ポツ	⑥83～87行は湖沼環境だけが特だしされているが、閉鎖性海域でも同様な底層DOや漁獲量の低下が生じているため、ここでは、湖沼と閉鎖性海域も並列的に記述すべきである。具体的には、以下の文章を87行目の後ろに加えるべきである。「一方、閉鎖性海域でも、これまでの水質保全対策によって、汚濁物質の流入負荷量は減少傾向にあるものの、環境基準であるCODの高止まり、底層DOの低下や青潮の発生、魚介類の減少等といった問題が発生している。」
163	山室 真澄	第3章(4)(ア)公共用水域 3ポツ	「きれいで豊かな海」とはどのような海でしょうか。透明度が高い水は植物プランクトンが少ない状態とも言えますし、海藻やアマモなどが打ち上がるほど豊かに生えている所では、打ち上げ植物が腐敗し臭気を発生します。見た目もきれいとは言えません。しかし打ち上げ植物を食べる多くの動物が集まってきます。この文章から「きれいで豊かな海」は削除し、「生物多様性や生物生産性を確保するという観点から、海域の状況に応じたきめ細かな栄養塩類管理、底質の改善や干潟・藻場の保全・再生等の総合的な水環境管理が求められている。」でどうでしょうか。
164	高村 典子	第3章(4)(ア)公共用水域 4ポツ	line88のところで指摘したとおり。
165	高村 典子	第3章(4)(ア)公共用水域 4ポツ	この指摘の背景を説明してほしい。湖沼のCODの有機物指標としての妥当性は、どのように考えられているのかも説明して欲しい。
166	大久保 規子	第3章(4)(ア)公共用水域 4ポツ	この文章が浮いている。421行にも出てくるので、ここはなくても良いのでは？
167	鈴木 規之	第3章(4)(ア)公共用水域 5ポツ	「マクロ」とは、学術用語的にはわかりますが、むしろ「プラスチック」と「マイクロプラスチック」の並列とする方が、あるいはマクロと書くなら「マクロプラスチック」として略さない方が良いと思いました。他の先生方のご意見を伺いたい感じもします。
168	東海 正	第3章(4)(ア)公共用水域 6ポツ	ここでは、「水質に関する新しい環境基準」で書き始めてありますが、「生活環境の保全に関する環境基準」については、水圏に係る生活環境のみを扱うものなのでしょうか？あるいは、もっと広い意味での生活環境になるのか、やや曖昧に思います。もし後者であれば、「湖沼、河川や海洋などの水圏環境に限らず、生活環境の保全に関する環境基準」とした方が明確になると思います。
169	田中 宏明	第3章(4)(ア)公共用水域 6ポツ	⑩⑦で指摘した新たな環境基準と今後に向けた施策の方向性の記述が必要。また水に関わる人健康や生物保全に関わる水質基準と排水基準の絶え間ない見直しが必要。具体的には、「新しい環境基準である底層溶存酸素量、の活用も含め、現代及び各地域のニーズに即した生活環境の保全に関する環境基準のあり方について検討を進めるべきである。」⇒「新しい環境基準である底層溶存酸素量の活用や大腸菌に加え、水環境や水利用の安全性を含めた病原微生物管理も含め、将来及び各地域のニーズに即した生活環境の保全に関する環境基準のあり方について検討を進めるべきである。さらに最新の知見を踏まえたPFASなど化学物質による人健康や生物多様性を考慮した水生生物の保全に関わる環境基準の追加や見直しを進めるとともに、生物多様性を考慮した排水管理のあり方についても検討を行うべきである。」
170	白石 寛明	第3章(4)(ア)公共用水域 7ポツ	環境基準（生活環境項目）について、BODまたはCODの例示委が主であるが、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（平成25年3月27日）以来、基準値の設定・更新はないが、新たな知見の指摘や「良好な環境」（栄養塩類の扱い）など新たな取り組みが必要と思われるため、環境基準（水生生物保全関係）についても言及が必要と思う。

171	白石 寛明	第3章(4)(ア)公共用水域 7ポツ	環境基準(水生生物保全関係)に関する今後の施策の方向性についての記載がない。有害大気汚染物質に関する105-110行の記載は、環境基準(水生生物保全関係)でも同様であるとともに、水生生物保全関係では、さらに、生物多様性の保全の観点、「良好な環境」の保全・再生・創出といった課題への対応(評価方法の検討を含め)も必要となる。
172	高村 典子	第3章(4)(ア)公共用水域 8ポツ	「水質管理のみならず、生物多様性の保全や・・・・・・モデル事業を実施し・・・・」良好な水循環・水環境の創出するためにこれまで環境省が実施してきたモデル事業が、少なくとも、その場を管理している国土交通省や地方自治体の河川部にインパクトを与えてきたのであろうか?少なくとも、課題の共有をし、他部局の事業のあり方にも影響する、そういう施策であってほしい。
173	鈴木 規之	第3章(4)(ア)公共用水域 8ポツ	これは記載すべきことかどうかかわからないが、水道部門の今後の検討があるとすると、「総合的な水環境管理」において水道から、場合によっては下水道までを視野に入れるような総合性を考えても良いのではないかと。
174	高村 典子	第3章(4)(ア)公共用水域 9ポツ、10ポツ	湖沼水質環境適正化対策検討事業のあり方、すなわち、湖沼における水質発生要因が究明できるような事業になっているか、また、事業が順応的に実施されているのか、などの検討も必要に思われる。
175	山室 真澄	第3章(4)(ア)公共用水域 9ポツ	「湖沼における水草発生要因の究明とそれを踏まえた対策の検討を行うべきである。」とありますが、上記のように植生保全も書かれています。植生には水草も入ると思われますので、保全すべき植物はどのような植物で、どのような植物が発生すると困るのか明記しないと、水草を増やす「保全」になる危険性があります(実際、これまでがそうでした)。
176	東海 正	第3章(4)(ア)公共用水域 10ポツ	「これら気候変動の影響や生態系を踏まえ、」において、生態系の何を踏まえるのでしょうか?生態系の保全状態、あるいは生態系の変化あたりでしょうか?
177	高村 典子	第3章(4)(ア)公共用水域 10ポツ	「良質な水質と魚介類の資源量の改善の両立を図る」ためには、物質循環のみならず、魚介類の生息場に関する健全性評価が必要である。特に、沿岸域の構造や河川との繋がり等に配慮が必要だと思いが、こうした配慮は、国土交通省や地方自治体の河川部局と、密に連携をして考えていく必要がある。また、水位管理なども含めた治水・利水のあり方とも、密に関係する。
178	田中 宏明	第3章(4)(ア)公共用水域 10ポツ	⑧有機物管理、栄養塩管理は、水利用上は重要であり、とくに水道水の異臭味や副生成物や底層DOの制御に不可欠であるため、「考えから」⇒「考えとともに」に変更すべきである。
179	大久保 規子	第3章(4)(ア)公共用水域 10ポツ	このフレーズ(これら気候変動の影響や生態系を踏まえ、)がこの後の部分とどうつながるのか分からない。
180	山室 真澄	第3章(4)(ア)公共用水域 10ポツ	ヨシ起源デトリタスが水底へのドロ化を招き、外来種を含む浮葉植物が水の鉛直混合を減じて魚介類を減らす異常繁茂を起こしています。また霞ヶ浦では消波堤によって水交換が弱まったために、夏季の湖岸水温が37℃を超える事態に至っています(冷温性魚介類が減少した一因と思われます)。「物質循環」という言葉はおそらく食物連鎖などを想定されているのだと思います。貧酸素化、高水温といった、食物連鎖からは想定されない指標も検討する必要があります。
181	東海 正	第3章(4)(ア)公共用水域 10ポツ	「魚介類の資源量」とありますが、量的な問題だけを取り上げるだけで良いのか、資源対象種だけでなく生態系を構成する生物種の組成など、所謂、生物多様性など質的なことも考える必要があるように思います。
182	大久保 規子	第3章(4)(ア)公共用水域 10ポツ	何が魚介類等の何につながるのか?また、魚介類というと通常、水産動物のみを指すのではないかと(この後の文章も同様)。第1章の相乗効果という考え方からすれば、生活環境(水産)という枠にこだわる必要がなく、生物多様性の視点をきちんと打ち出すべき。水産と水質・生物多様性は必ずしもwin,winではない。せめて「水生動植物」といった文言にした方が良いのでは?

183	中川 めぐみ	第3章(4)(ア)公共用水域 13ポツ	「藻場の保全・再生・創出の促進」について、藻場消失の原因である「磯焼け」の原因、ウニ・アイゴ・ブダイ等への対応を、水産庁などとも連携してすすめていただきたい。駆除するだけでなく、それらの生物を活かした商品作り（調理加工や養殖販売など）の事例も各地で増えてきているが、まだ限られた動きであり、全国的に課題とする声を聞く機会が多い。
184	白山 義久	第3章(4)(ア)公共用水域 14ポツ	海域生態系は、陸域と強く連関しており、陸域の変化や人間活動が、海域生態系に大きな影響を与えている。このリンクを強く意識して、海域の対策を海域のみにとどめることなく、集水域を含む、統合的沿岸管理を推進する必要性を指摘する必要がある。
185	田中 宏明	第3章(4)(ア)公共用水域 14ポツ	②0場としての藻場・干潟だけでなく、内湾やその後背地である流域も含めた物質循環や炭素固定等を調査検討すべきである。具体的には、「藻場・干潟の物質循環や炭素固定等の役割等の調査研究を実施し、貧酸素水塊の改善対策、藻場干潟の保全・再生に関する施策、ブルーカーボンに係る取組等への反映を進めるべきである。」⇒「藻場・干潟を含めた内湾および後背地の流域での物質循環や炭素固定等の役割等の調査研究を実施し、貧酸素水塊の改善対策、藻場干潟の保全・再生に関する施策、ブルーカーボンに係る取組等への反映を進めるべきである。」
186	小林 剛	第3章(4)(イ)土壌・地下水 4ポツ	土対法についてR6年度から点検するのは良いのですが、現時点では課題は無く、必要があると認められなければ見直しませんというように読める記述のような気が致します。土対法付帯決議の課題の全てが解消されたわけでもありません。「付帯決議などで把握されている課題の検討とともに、R6年度からは次の改正に向けた点検をする」というようなことでも良い気がいたします。 また、以前も述べました通り、以下のようなことも重要な課題と思っております。詳細に書く必要はないかと思っておりますが、土対法付帯決議関連する事項の様に思いますので、ご検討いただければと思います。 ・中小事業所等未調査の事業所の操業中の調査の促進・対策、そのための中小事業所支援。 ・土壌汚染はストック型の汚染であり、PFASのように後から問題が生じることがあります。同様のことが続かないよう、土対法では未規制の汚染物質も含めた汚染の未然防止の検討。 ・土壌汚染（特に形質変更時届出区域レベルの汚染）のリスクコミュニケーションの推進（リスクやサステナビリティ評価指標の評価ツールなど）。
187	大塚 直	第3章(4)(イ)土壌・地下水5ポツ	後ろに出てくる地下水の硝酸性窒素・亜硝酸窒素の問題は個々にも記述をしてはいかがでしょうか。
188	東海 正	第3章(4)(イ)土壌・地下水 6ポツ	土壌の有する…能力、…果たす役割⇒土壌が有する…能力と…果たす役割
189	高村 典子	第3章(4)(イ)土壌・地下水 9ポツ	過去に土壌中に蓄積した窒素源を作物の栽培（その場合は、収量は低い）に有効に利用するなど、そうした環境配慮型農業の取り組みを支援し、推進するなど、Nbsと呼ばれる施策も有効だろう。
190	大塚 直	第3章(4)(ウ)農業	農業に関して、EUではネオニコチノイド系の農薬とミツバチの大量死との関係が問題とされていますが、わが国でも穴道湖のウナギ等の減少との関係が疑われていると思われ。何らかの言及はできませんか
191	白石 寛明	第3章(4)(ウ)農業 2ポツ	天敵農薬の生活環境動物への影響評価は、今年度より導入（令和5年4月4日農林水産省・環境省令第2号）されているので、記載方法に注意が必要
192	二階堂 健男	第3章(4)(エ)PFAS 6ポツ	今後もより情報を充実させるために、自治体に対して調査の実施を働きかけていく必要がある。国内における指針値（暫定）の超過状況から、住民の不安に寄り添い適切な情報発信を行っていく必要がある。

193	古米 弘明	第3章(4)(オ)薬剤耐性(AMR)	One healthの重要性から、AMR(薬剤耐性菌や耐性遺伝子)の環境動態を把握して、その対処を検討することは重要課題と思われる。その際には、ヒトを扱う厚生労働省、動物(畜産)を扱う農林水産省と連携することが期待される。
194	古米 弘明	第3章(4)(オ)薬剤耐性(AMR)	水・土壌について、ワンヘルスの薬剤耐性が重要。ワンヘルスがらみの薬剤耐性のキーワードが抜けている。
195	東海 正	第3章(4)(カ)国際協力 4ポツ	キャバビル=>キャパシテイ・ビルディング こうしたjargonは使わない方が良い。

## 大原部会長御提案の構成案

### 1. 水・大気環境の現状と行政課題

- (1) 水・大気環境の現状
- (2) 水・大気環境と気候変動、生物多様性、循環型社会等との関係性
- (3) 水・大気環境行政の課題

### 2. 今後の水・大気環境行政の大局的考え方 (\*ここではコンパクトに考え方を示す)

- (1) 気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応
- (2) 水・大気環境の保全
- (3) 良好な環境の創出
- (4) 媒体横断的な課題への対処
- (5) デジタル技術を活用した環境管理
- (6) 水・大気環境行政の推進のために

### 3. 水・大気環境行政の課題と方向性 (\*ここでは現在の骨子レベルで記述)

- (1) 気候変動、生物多様性、循環型社会等への対応
  - (ア) 2050年CN実現と大気環境改善の両立及び相乗効果の実現
  - (イ) 気候変動適応と水・大気環境保全の同時推進 (仮)
  - (ウ) 生物多様性と水・大気環境保全の相乗効果の実現 (仮)
- (2) 大気環境保全の重点課題
  - (ア)大気質 (環境基準対象物質)
  - (イ)有害大気汚染物質・石綿
  - (ウ)騒音・振動
  - (エ)国際協力
- (3) 水環境保全の重点課題
  - (ア)公共用水域
  - (イ)土壌・地下水
  - (ウ)農薬
  - (エ)PFAS
  - (オ)国際協力
- (4) 水・大気の共通的・統合的課題 (\* (1) の後に移動した方が良いかもしれない)
  - (ア)良好な環境の創出
  - (イ)媒体横断的な課題への対処
  - (ウ)デジタル技術を活用した環境管理
  - (エ)水・大気環境行政の推進のために